

# 2017年度 経団連事業サービス アジア労働法カレッジ

～アジア新興国事業展開の基礎となる現地労働法と労働問題を学ぶ～

経済のグローバル化が進行する中、多くの日本企業が急速に発展するアジア新興国への進出を続けております。しかしながら一般的にアジア新興国の多くは、日本と比べて労働者保護の側面が強い労働法になっていると言われており、近年個別労使紛争やストライキがたびたび発生しております。従って日本企業としては全て現地任せではなく、本社人事担当者も現地労働法・労働事情の最新情報を随時入手し、現地とのコミュニケーションを密にして、労使関係の安定化、適な事業活動推進に努める必要がございます。

そこで経団連事業サービスでは、「アジア労働法カレッジ」を開講し、アジア新興国における採用や解雇、処遇、労働組合等に関する労働法の基礎と労務管理のポイントについて、現地事情に詳しい弁護士より解説していただいております。1講座のみの受講でも構いません。ご参加をお待ちしております。

①中国編 終了(5月) / ②タイ編 終了(6月) / ③インド編 終了(8月)

④インド  
ネシア編



日時：2017年10月20日(金) 14:00～17:00 会場：日本印刷会館

「インドネシアの労働法制と労務管理のポイント」

(内容)インドネシアの労働法はアジア諸国の中でも特に労働者保護の側面が強く、なかでも社員の解雇に対する規制は非常に厳しい。また、イスラム教に配慮した労務管理も重要。近時は、労働争議の多発やアウトソーシング規制の強化、また、当局による外国人労働者に対する規制の運用強化等の動きもあり、留意が必要。

講師：森・濱田松本法律事務所 弁護士 田中 光江 氏

(略歴) 東京大学法学部卒業、2005年コロンビア大学法科大学院卒業  
2005年 ニューヨーク市 Morgan, Lewis & Bockius 法律事務所執務(～2006年)  
2011年 インドネシア Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所執務(～2013年)

⑤マレーシア  
/フィリピン  
編



日時：2018年1月18日(木) 14:00～17:00 会場：三田NNビル

I. 「マレーシアの労働法制と労務管理のポイント」

(内容)マレーシアでは解雇に正当な事由が求められ、解雇手当の支払いも必要。また2013年の定年法施行・最賃制度の本格導入など重要な改正が相次ぎ、また、直近では外国人ワーカーの雇用規制強化などに留意。

II. 「フィリピンの労働法制と労務管理のポイント」

(内容)フィリピンでは労働者は手厚く保護されている。日本と同様、解雇は簡単には行えず、正当な理由又は公に認められる理由に加え、一定の解雇手続きに従う必要。また、解雇を争う労働者も少なくないため注意が必要。

講師：森・濱田松本法律事務所 弁護士 佐藤 貴哉 氏 (マレーシア編)

森・濱田松本法律事務所 弁護士 園田 親希央 氏 (フィリピン編)

(佐藤氏略歴) 京都大学卒業、2012年アメリカ・ミシガン大学ロースクール卒業、同年マレーシア・Shearn Delamore & Co.法律事務所、2013年ベトナム VILAF-Hong Duc 法律事務所執務  
(園田氏略歴) 2006年東京大学法科大学院修了、2010年東京証券取引所出向、2014年アメリカ・バージニア大学ロースクール卒業、2014年 Hergüner Bilgen Özeke (トルコ)にて執務、2015年 SyCip Salazar Hernandez & Gatmaitan (フィリピン)にて執務

⑥ベトナム編

日時：2018年2～3月頃開催予定 \*詳細未定

参加費： 人事賃金センターまたは経団連会員 17,280円（16,000円＋消費税1,280円）  
（お1人1講座あたり） 一般 23,760円（22,000円＋消費税1,760円）

会場： 【インドネシア編】日本印刷会館2階・202会議室（東京都中央区新富1-16-8）  
\* 地下鉄「新富町駅」より徒歩2分

【マレーシア・フィリピン編】三田NNホール&スペース・スペースC  
（東京都港区芝4-1-23 三田NNビル・B1階）  
\* 地下鉄三田線「三田駅」A9出口直結、JR「田町駅」徒歩5分

申込要領： ①以下の申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリでお申込ください。原則、各講座の2日前までにお申込下さい。申込書受領後1週間以内を目途に、お申込みご担当者様宛てに請求書ならびに参加証、会場地図をお送りします。（経団連事業サービスHPからも直接お申しいただけます）  
②参加費は、原則として最初のご受講講座前日までに振り込みください（講座後になる場合はお振込予定日を以下申込書にご記入ください）。振込手数料は貴方にてご負担願います。  
③参加お取り消しは各受講講座の前日までにご連絡ください。受講講座当日以降のお取り消しならびにご欠席は、キャンセル料として参加費全額を申し受けます。その場合、後日（ご入金を確認させていただいた後に）、資料をお送りいたします。なお、ご参加者の変更や代理ご出席は可能です。

照会先：一般社団法人経団連事業サービス 人事賃金センター（担当：平田、多田）  
TEL. 03-6741-0047 FAX. 03-6741-0051  
<http://www.keidanren-jigyoservice.or.jp>

送付先（FAX：03-6741-0051）：経団連事業サービス・人事賃金センター行

経団連事業サービス アジア労働法カレッジ 参加申込書

お会社名	人事賃金センター または経団連 会員 ・ 一般
(ふりがな)	
お申込担当者名	所属・役職
(〒 - )	TEL
所在地	FAX
	E-mail
(今後、各種セミナーや新刊図書の案内等をメールでお送りしてもよろしいでしょうか。 はい / いいえ )	
<参加費お振込が講座日以降となる場合は、お振込予定日をご記入願います>	
・ 月 日振込予定 ( みずほ ・ 三菱東京UFJ ・ 三井住友 ・ りそな ) 銀行	

ご参加者名①	ご参加者所属 ・ 役職
お申込講座： <input type="checkbox"/> インドネシア編(10/20) <input type="checkbox"/> マレーシア・フィリピン編(1/18) *ご希望の講座にチェックしてください	

ご参加者名②	ご参加者所属 ・ 役職
お申込講座： <input type="checkbox"/> インドネシア編(10/20) <input type="checkbox"/> マレーシア・フィリピン編(1/18) *ご希望の講座にチェックしてください	

※3名様以上でご参加の場合は、本紙をコピーしてご利用ください。

※本紙にてお預かりした個人情報については、当法人の個人情報保護規程にもとづき、安全かつ適正に管理いたします。